

社会福祉法人島根県社会福祉協議会役員等の給与及び旅費等に関する規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の旅費その他の費用弁償の支給及び役員等の給与等については、別に定めるものを除くほかこの規程の定めるところによる。

(役員等の給与等)

第2条 会長に月額50,000円の報酬を支給する。

2 常勤役員に給料、通勤手当及び期末手当を支給する。

3 前項の常勤役員とは、本会定款第18条第2項に定める常務理事をいう。

4 常勤役員等の給料月額については、社会福祉法人島根県社会福祉協議会給与規程（以下「給与規程」という。）第5条に定める給料表6級4号級を支給する。

5 第2項に定める期末手当の額は、給料月額に100分の145を乗じて得た額に給与規程の適用を受ける職員（以下、「職員」という。）の例による支給割合を乗じて得た額とする。

6 第2項に定める通勤手当の支給については、職員に対する通勤手当の支給の例による。

(旅費等の支給)

第3条 役員等が公務により旅行するときは、旅費を支給する。

2 旅費の支給については、本会旅費規程の定めるところによる。

(派遣職員の特例)

第4条 第2条の規定にかかわらず、島根県から派遣された役員については、島根県知事との間で締結する「職員派遣に関する取決め書」に定めるところによるものとする。

(支給方法)

第5条 役員等の給与等及び費用弁償の支給方法については、職員の例による。

(報酬等の総額)

第6条 本会の役員等に支給する報酬等の総額は、第2条に定める常勤役員等の給与を除き600,000円とする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 13 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。